

令和8年度

# 税制改正の ポイント

よくわかる解説付き

速報版



辻・本郷 税理士法人  
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

## はじめに

---

本資料は財務省「令和8年度税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人

06

## 防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

# 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 防衛特別所得税(仮称)



防衛力強化の安定的な財源を確保するため、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、**防衛特別所得税(仮称)**が創設されます。また、復興特別所得税の税率を**1%**引き下げるに伴い、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間が**10年間**延長されます。

## 【改正前】

### ・復興特別所得税

計算方法: 基準所得税額×**2.1%**

課税期間: 令和19年12月31日まで

## 【改正後】

### ・**防衛特別所得税**

計算方法: 基準所得税額×**1.0%**

課税期間: 令和9年1月より当分の間

### ・復興特別所得税

計算方法: 基準所得税額×**1.1%**

課税期間: 令和29年12月31日まで

現 行

2.1%

復興特別所得税

平成 25年

令和 19年

25年間

2.1%

1.0%

1.1%

イメージ

新たな付加税  
(防衛特別所得税(仮称))

復興特別所得税

平成 25年

令和 29年

25年間 → 課税期間を延長



申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とされます。

適用時期

防衛特別所得税は、令和9年1月より当分の間適用されます。  
復興特別所得税の改正は、令和9年分以後の所得税等について適用されます。